

えいせい

NO. 187 2020年10月27日発行

発行責任者 若梅 晶子

TEL 03-5320-7412(直)

内線 63-210

FAX 03-3349-1502

Eメール info@eiseikyoku-shibu.com

URL <https://www.eiseikyoku-shibu.com>

「新しい人事給与制度(原案)」に係る 解明要求書を提出 回答示される!!

令和2年9月29日

病院経営本部

「新しい人事給与制度(原案)」に係る解明要求書への回答

| 要求事項 | 回答 |
|---|---|
| 今回発表された原案については不明瞭な点も多く、職場に混乱を招くものであることから、下記の通り解明要求します。 | |
| <経過措置について> | |
| 1 今回示された経過措置については10年間保障するということでよいのか。 | 経過措置については、10年間保障することを考えている。 |
| <人事制度について> | |
| 2 複線型人事制度について、ポストの数はどの程度を想定しているのか。(「選考対象者の詳細」は「部門と検討」となっているが、少数職種はどうなるのか。 | 複線型任用制度は、高い専門性を發揮した職員を適切に処遇することを目的としている。 ポスト数は、病院運営面での必要性等から法人が設定していくこととなる。 |
| <評価制度について> | |
| 3 一次評定者を看護師長としているが、現状でも看護師長の負担は過剰であり、新たな負担が増えるということか。評価に対する異議申し立てや本人開示はどうなるのか。 | 新法人では、現場での働きをより評価してほしいという職員の意見を反映し、看護部門における一次評定者を看護師長としている。また、人事考課を行う看護師長に対しては、職務手当の上乗せを行い、職責に応じた処遇を行うこととしている。 一次評定に対する本人開示や評定結果についての苦情相談に係る職員面接は一次評定者が実施し、異議が残る場合は上司である管理職が対応することを想定している。 |
| <給与制度について> | |
| 4 評価期間を年度単位にするという理由で7月昇給にするとされているが、昇給を3か月延伸するということか。また、昇給が夏のボーナスに反映しなくなるということか。 | 詳細については今後検討していく。 |

明給本9
要与部月衛
求制に2生局
書度対9支
を提原し、(火)
案出(火)と病
しましまし病支
た。係い院部
る人經は、
解事當

ます當人
す。課材病
た。長担院
が當經
回對課長、本部
答をし、山から
の回室らま
答計はま
が画中
掲示調野
載さ整醫
しれ担療